

改 正 後	現 行
<p>第3 事業内容等</p> <p>1 【略】</p> <p>2 整備事業</p> <p>用排水施設等整備（要綱別表1のIIの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のIIの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)【略】</p> <p>(5) 地域防災機能増進事業（要領別表1の1の（5）の地域防災機能増進事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙6によるものとする。</p> <p>(6) 農業用河川工作物等応急対策事業（要領別表1の1の（6）の農業用河川工作物等応急対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙7によるものとする。</p> <p>(7) 特定農業用管水路等特別対策事業（要領別表1の1の（7）の特定農業用管水路等特別対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙8によるものとする。</p> <p>【削る。】</p> <p>(8) 水質保全対策事業（要領別表1の1の（8）の水質保全対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙9によるものとする。</p> <p>(9) 公害防除特別土地改良事業（要領別表1の1の（9）の公害防除特別土地改良事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙10及び要領別紙10-2によるものとする。</p> <p>(10) 地すべり対策事業（要領別表1の1の（10）の地すべり対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙11によるものとする。</p> <p>(11) 農業用施設等災害管理対策事業（要領別表1の2の（1）の農業用施設等災害管理対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙12によるものとする。</p> <p>(12) 農村防災施設整備事業（要領別表1の2の（2）の農村防災施設整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙13及び要領別紙13-2によるものとする。</p> <p>3 体制整備事業</p> <p>(1) ため池緊急防災体制整備促進事業（要綱別表1のIIIの（1）のため池緊急防災体制整備促進事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙14及び要領別紙14-2によるものとする。</p> <p>(2) ため池群管理体制整備事業（要綱別表1のIIIの（2）のため池群管理体制整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙15によるものとする。</p> <p>4 土地改良法第87条の4等に基づく事業</p> <p>土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、要領別紙3の第2の2及び要領別紙6の第2の2に掲げるものとする。</p>	<p>第3 事業内容</p> <p>1 【略】</p> <p>2 整備事業</p> <p>用排水施設等整備（要綱別表1のIIの（1））及び災害管理施設等整備（要綱別表1のIIの（2））の事業種類及び事業内容は、要領別表1のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)【略】</p> <p><b>【新設】</b></p> <p><b>【新設】</b></p> <p>(5) 特定農業用管水路等特別対策事業（要領別表1の1の（5）の特定農業用管水路等特別対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙6によるものとする。</p> <p>(6) 農業用河川工作物等応急対策事業（要領別表1の1の（6）の農業用河川工作物等応急対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙7によるものとする。</p> <p>(7) 水質保全対策事業（要領別表1の1の（7）の水質保全対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙8によるものとする。</p> <p>(8) 公害防除特別土地改良事業（要領別表1の1の（8）の公害防除特別土地改良事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙9及び要領別紙9-2によるものとする。</p> <p>(9) 地すべり対策事業（要領別表1の1の（9）の地すべり対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙10によるものとする。</p> <p>(10) 農業用施設等災害管理対策事業（要領別表1の2の（1）農業用施設等災害管理対策事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙11によるものとする。</p> <p>(11) 農村防災施設整備事業（要領別表1の2の（2）農村防災施設整備事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙12及び要領別紙12-2によるものとする。</p> <p>3 体制整備事業</p> <p>(1) ため池緊急防災体制整備促進事業（要綱別表1のIIIの（1）のため池緊急防災体制整備促進事業をいう。以下同じ。）の運用及び取扱いは、要領別紙13及び要領別紙13-2によるものとする。</p> <p>(2) ため池群管理体制整備事業（要綱別表1のIIIの（2）のため池群管理体制整備事業をいう。以下同じ。）の運用は、要領別紙14によるものとする。</p> <p><b>【新設】</b></p>

#### 第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙15までに定めるとおりとする。

#### 第5 農村地域防災減災総合計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画を作成する場合は、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。
- 2 市町村長は、要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画を作成する場合は、総合計画に即して、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の2の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1に掲げる事業をいう。）。

#### 第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙15までに定めるとおりとする。
- 2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいづれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙13-2までに掲げる面積要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（9）及び（10）の事業にあっては、この限りでない。）。

(1)・(2) 【略】

#### 第7 事業の申請

- 1・2 【略】
- 3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。  
(1)・(2) 【略】  
(3) 地すべり対策事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）を実施しようとする場合  
4・5 【略】  
6 要綱第8の1の事業採択申請書は、別記様式第3号によるものとする。ただし、要領別表1の1の（10）の事業（要領別紙11の第2の4の事業を除く。）の事業採択申請書は、別記様式第3-2号又は第3-3号によるものとする。  
7～9 【略】

#### 第8 審査の基準

- 要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。
- (1) 【略】
  - (2) 要領別紙2から要領別紙13-2まで及び要領別紙14の第2の4の事業にあっては、事業の効果が費用を償うものであること  
(3)・(4) 【略】

#### 第4 事業実施主体

要綱第5の農村振興局長が別に定める事業実施主体は、要領別紙1から要領別紙14までに定めるとおりとする。

#### 第5 農村地域防災減災総合計画等

- 1 都道府県知事は、要綱第6の1の農村地域防災減災総合計画を作成する場合は、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1及び2に掲げる事業をいう。）。
- 2 市町村長は、要綱第6の2の農村地域防災減災推進計画を作成する場合は、総合計画に即して、関係市町村とともに、事業実施地区に係る土地改良区や農業協同組合等の関係機関団体と協議するものとする（要綱第6の2の農村振興局長が別に定めるものとは、要領別紙1の第2の1及び2に掲げる事業をいう。）。

#### 第6 事業の実施要件

- 1 要綱第7の農村振興局長が別に定める要件は、要領別紙1から要領別紙14までに定めるとおりとする。
- 2 災害防除対策推進地域等において行う事業であって、要領別表1に掲げる事業を併せて行うもの（中山間地域にあっては、要領別表1に掲げるいづれかの事業を行うもの）については、要領別紙2から要領別紙12-2までに掲げる面積要件にかかわらず、次に掲げる要件を満たすことをもって足りることとする（要領別表1の1の（4）、（8）及び（9）の事業にあっては、この限りでない。）。

(1)・(2) 【略】

#### 第7 事業の申請

- 1・2 【略】
- 3 要綱第8の1の農村振興局長が別に定める場合は、次に掲げるものとする。  
(1)・(2) 【略】  
(3) 地すべり対策事業（要領別紙10の第2の4の事業を除く。）を実施しようとする場合  
4・5 【略】  
6 要綱第8の1の事業採択申請書は、別記様式第3号によるものとする。ただし、要領別表1の1の（9）の事業（要領別紙10の第2の4の事業を除く。）の事業採択申請書は、別記様式第3-2号又は第3-3号によるものとする。  
7～9 【略】

#### 第8 審査の基準

- 要綱第8の2の事業採択申請書等の審査基準は、次に掲げる条件に照らして行うものとする。
- (1) 【略】
  - (2) 要領別紙2から要領別紙12-2まで及び要領別紙13の第2の4の事業にあっては、事業の効果が費用を償うものであること  
(3)・(4) 【略】

## 第9・第10 【略】

### 第11 助成

- 1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の3の事業及び要領別紙12の事業とする。
- 2 要綱別記の第2の8の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙12の第2の6の事業とする。
- 3 要綱別記の第2の9の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙9の事業とする。

### 第12 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良事業団体連合会をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難い場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入可能性について技術的、経済的検討が行われ、その導入可能性が確認されている地区については、この限りでない。

### 第13 その他

- 1 土地改良法に基づき本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急耐震工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。
- 3 土地改良法の手続によらずに本事業（別表1の1の（10）の事業を除く。）を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、「農地局長通達」を準用するものとする。

4～6 【略】

## 第9・第10 【略】

### 第11 助成

- 1 要綱別記の第2の6の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙3の第2の3の事業及び要領別紙11の事業とする。
- 2 要綱別記の第2の8の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙11の第2の6の事業とする。
- 3 要綱別記の第2の9の農村振興局長が別に定める事業は、要領別紙8の事業とする。

### 第12 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、土地改良区等（土地改良区及び土地改良事業団体連合会をいう。以下同じ。）が電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合には、発電開始後、農村振興局長が別に定めるところにより、売電収入の一部を都道府県ごとに設置される協議会に納付し地域の小水力発電施設の導入推進等に活用することにより固定価格買取制度との調整を行うものとする。ただし、これにより難い場合には、地方農政局長等と土地改良区等の協議により、別途調整の方法を定めることとする。

なお、平成25年度末までに発電施設の導入可能性について技術的、経済的検討が行われ、その導入可能性が確認されている地区については、この限りでない。

### 第13 その他

- 1 本事業を行おうとする者は、土地改良法に基づき事業計画書を作成するものとし、土地改良法の手続によらない場合（別表1の1の（9）の事業を除く。）にあっても「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達）」を準用するものとする。

【新設】

【新設】

2～4 【略】

### 附則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）第7の3の規定にかかわらず、平成30年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、平成30年10月末日までとする。

- 3 要領第3の2の(11)の農業用施設等災害管理対策事業の新規採択は、行わないものとする。
- 4 平成30年度当初予算の成立日前に採択された農業用河川工作物等応急対策事業のうち、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業の取扱いについては、農村地域防災減災事業実施要領の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第1966号農林水産省農村振興局長通知）の施行後も、なお従前の例による。

(要領別表1)

事業区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1)～(4) 【略】	【略】
	(5) 地域防災機能増進事業	地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備
	(6) 農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備
	(7) 特定農業用管水路等特別対策事業	【略】
	【削る。】	【削る。】
	(8) 水質保全対策事業	【略】
	(9) 公害防除特別土地改良事業	【略】
	(10) 地すべり対策事業	【略】
	2. 【略】	【略】

(要領別表1)

事業区分	事業種類	事業内容
1. 用排水施設等整備	(1)～(4) 【略】	【略】
	【新設】	【新設】
	【新設】	【新設】
	(5) 特定農業用管水路等特別対策事業	【略】
	(6) 農業用河川工作物等応急対策事業	災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備
	(7) 水質保全対策事業	【略】
	(8) 公害防除特別土地改良事業	【略】
	(9) 地すべり対策事業	【略】
	2. 【略】	【略】

## 別記様式第1号

1～5 【略】

6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。

(1)～(3) 【略】

(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池群管理体制整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定期工期を記載した表を添付すること。

## 別記様式第1号

1～5 【略】

6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。

(1)～(3) 【略】

(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、特定農業用管水路等特別対策事業、農業用河川工作物等応急対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定期工期を記載した表を添付すること。

と。

□調査計画事業

- ・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、地域排水機能強化計画策定）

□防災ダム整備事業～□農地保全整備事業 【略】

□地域防災機能増進事業

- ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針）
- ・整備する土地改良施設数、整備目標数

□農業用河川工作物等応急対策事業

- ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
- ・整備する施設数、整備目標数

□特定農業用管水路等特別対策事業 【略】

【削る。】

別記様式第2号

1～3 【略】

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。

(1)～(3) 【略】

(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池群管理体制整備事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定期工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業

- ・全体方針（安全度評価、防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定、ため池群調査計画策定、地域排水機能強化計画策定）

□防災ダム整備事業～□農地保全整備事業 【略】

□地域防災機能増進事業

- ・全体方針（地域防災機能を増進するための全体的な整備方針）
- ・整備する土地改良施設数、整備目標数

□農業用河川工作物等応急対策事業

- ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
- ・整備する施設数、整備目標数

□特定農業用管水路等特別対策事業 【略】

【削る。】

□調査計画事業

- ・全体方針（防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定）

□防災ダム整備事業～□農地保全整備事業 【略】

【新設】

【新設】

□特定農業用管水路等特別対策事業 【略】

□農業用河川工作物等応急対策事業

- ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
- ・整備する施設数、整備目標数

別記様式第2号

1～3 【略】

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。

(1)～(3) 【略】

(4) 「施設整備計画」は、整備事業（調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、特定農業用管水路等特別対策事業、農業用河川工作物等応急対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業）ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定期工期を記載した表を添付すること。

□調査計画事業

- ・全体方針（防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、ハザードマップ作成、実施計画策定、ため池緊急防災対策、耐震性点検・耐震化対策整備計画策定、施設長寿命化計画策定）

□防災ダム整備事業～□農地保全整備事業 【略】

【新設】

【新設】

□特定農業用管水路等特別対策事業 【略】

□農業用河川工作物等応急対策事業

- ・全体方針（農業用河川工作物等応急対策整備の全体的な整備方針）
- ・整備する施設数、整備目標数

別記様式第3号～第3-3号 【略】

別記様式第4号

(注) 1 【略】

2 事業の種類については、要領別表1の事業種類のとおりとすること。ただし、要綱別表1のIの事業にあっては、「調査計画事業」、要綱別表1のIIIの事業にあっては、「ため池緊急防災体制整備促進事業」又は「ため池群管理体制整備事業」とすること。

別記様式第5号～第7号 【略】

別記様式第8号

1 【略】

2 事業計画概要書（変更）

※1 【略】

※2 要綱第9の3に基づく報告の場合（地すべり防止施設長寿命化対策工事に限る。）  
は、要領別紙11別記様式第1号の〇〇地区地すべり防止施設長寿命化対策工事事業  
計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載す  
る。

※3・※4 【略】

別記様式第8-2号 【略】

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

1～6 【略】

7 第2の8の事業にあっては、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当す  
る地域において行う事業であり、要領別紙3の第2の2又は要領別紙6の第2の2の事  
業の実施要件に該当する事業に係るもの

8～10 【略】

第5 事業の実施

1 第2の2から11までの事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付  
けるものとする。

2～5 【略】

別記様式第3号～第3-3号 【略】

別記様式第4号

(注) 1 【略】

2 事業の種類については、要領別表1の事業種類のとおりとすること。ただし、要  
綱別表1のIの事業にあっては、「調査計画事業」、要綱別表1のIIIの事業にあって  
は、「ため池緊急防災体制整備促進事業」とすること。

別記様式第5号～第7号 【略】

別記様式第8号

1 【略】

2 事業計画概要書（変更）

※1 【略】

※2 要綱第9の3に基づく報告の場合（地すべり防止施設長寿命化対策工事に限る。）  
は、要領別紙10別記様式第1号の〇〇地区地すべり防止施設長寿命化対策工事事業  
計画概要書を使用し、変更に係る項目については上段（ ）書きで変更前を記載す  
る。

※3・※4 【略】

別記様式第8-2号 【略】

要領別紙1（調査計画事業に係る運用）

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

1～6 【略】

7 第2の8の事業にあっては、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当す  
る地域において行う事業であり、要領別紙3の第2の2又は要領別紙7の第2の3の事  
業の実施要件に該当する事業に係るもの

8～10 【略】

第5 事業の実施

1 第2の3から11までの事業を実施するに当たっては、総合計画又は推進計画に位置付  
けるものとする。

2～5 【略】

要領別紙2 【略】

要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

第2 事業内容

1～7 【略】

8 ため池長寿命化工事

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画（以下「施設長寿命化計画等」という。）に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事

第3 事業実施主体

1・2 【略】

3 第2の4の旧農業用ため池の廃止及び第2の6の事業にあっては、都道府県又は市町村

4 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5、7及び8の事業にあっては、都道府県又は団体とする。ただし、第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5及び7の事業であって受益面積10ヘクタール以上の場合は、都道府県に限る。

第4 実施要件

1～7 【略】

8 第2の8の事業にあっては、施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの

第5 事業の実施

1・2 【略】

3 第2の8の事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙1別記様式第7号により施設長寿命化計画の概要を提出するものとする。

要領別紙3別表1 【略】

要領別紙3-2

第9 ため池長寿命化工事

1 要領別紙3の第2の8の施設長寿命化計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、要領別紙1の第2の9に掲げる施設長寿命化計画とする。

(1) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2の運用1の第1の6及び7（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3の第2において準用する場合を含む。）並びに

要領別紙2 【略】

要領別紙3 (ため池整備事業に係る運用)

第2 事業内容

1～7 【略】

【新設】

第3 事業実施主体

1・2 【略】

3 第2の4の旧農業用ため池の廃止及び第2の6の事業にあっては、都道府県又は市町村

4 第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5及び7の事業にあっては、都道府県又は団体とする。ただし、第2の4（旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）、5及び7の事業であって受益面積10ヘクタール以上の場合は、都道府県に限る。

第4 実施要件

1～7 【略】

【新設】

第5 事業の実施

1・2 【略】

【新設】

要領別紙3別表1 【略】

要領別紙3-2

【新設】

運用3の第2の3の（5）に掲げる機能保全計画

- (2) 東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知）別添1-4の第1の2の（7）及び（8）に掲げる機能保全計画
- (3) 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙1に掲げる機能保全計画
- (4) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知）要領別表3の(1)のアに掲げる機能保全計画又は施設長寿命化計画
- (5) その他地方農政局長等が同等と認める計画
- 2 次に掲げる機能保全計画は、1の施設長寿命化計画等とみなすものとする。
- (1) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の（7）に掲げる機能保全計画
- (2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4第1の2の（7）に掲げる機能保全計画
- (3) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24畜生第2231号農林水産省生産局長通知）別紙3-1第2の7の（1）に掲げる機能保全計画
- (4) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の12に掲げる機能保全計画
- (5) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について（平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知）による廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱（平成23年4月1日付け府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第10330002号環境事務次官通知）別紙9第1の2の（7）に掲げる機能保全計画

第10 その他

1 【略】

2 要領別紙3の第4の1の（4）及び（5）、2の（4）及び（5）並びに7に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

第9 その他

1 【略】

2 要領別紙3の第4の1の（4）及び（5）、2の（4）及び（5）並びに7に定める「農村振興局長が別に定める条件」とは、以下の条件に該当するものとする。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。

### 3 【略】

#### 要領別紙4（用排水施設等整備事業に係る運用）

##### 第4 実施要件

###### 1・2 【略】

3 第2の2の事業を実施する場合は、当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用用排水施設の新設及び変更
- (2) 第2の2の事業により整備された農業用用排水施設又は地盤沈下対策を目的とした実施した事業により整備された農業用用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更

###### 4・5 【略】

##### 第6 その他

###### 1～3 【略】

4 第4の3の(2)の地盤沈下対策を目的として実施した事業とは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 地盤の沈下に起因した機能低下に対応又は水源を地下水以外のものに転換するために実施されていたものであること。
- (2) 地下水の採取が法令等により制限されていた地域で実施されていたものであること。
- (3) 国費が投入され、昭和50年以前に着手されていたものであること。

#### 要領別紙4－2～要領別紙5－2 【略】

#### 要領別紙6（地域防災機能増進事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(5)に掲げる地域防災機能増進事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2の条件に該当する地域であって、当該地域で行われる事業の受益面積の合計がおおむね10ヘクタール以上のもの。ただし、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値（以下「都道府県農業用水基準」という。）について、当該都道府県を単位として定め、要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）別表2に代えることができるものとする。

### 3 【略】

#### 要領別紙4（用排水施設等整備事業に係る運用）

##### 第4 実施要件

###### 1・2 【略】

3 第2の2の事業を実施する場合は、当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。

- (1) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用用排水施設の新設及び変更
- (2) 第2の2の事業により整備された農業用用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更

###### 4・5 【略】

##### 第6 その他

###### 1～3 【略】

###### 【新設】

#### 要領別紙4－2～要領別紙5－2 【略】

###### 【新設】

## 第2 事業の内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業  
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業  
土地改良施設の耐震改修
- 3 農道防災対策工事  
農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

## 第3 事業実施主体

都道府県又は市町村

## 第4 実施要件

地域防災機能増進事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第2の1の事業にあっては、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
  - ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの
  - イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの
- 2 第2の2の事業にあっては、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの
  - (1) 大規模事業  
防災受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの
  - (2) 小規模事業  
次のいずれかに該当するもの
    - ア 総事業費がおおむね800万円以上のもの
    - イ 防災受益面積がおおむね30ヘクタール以上のもの
- 3 第2の3の事業にあっては、防災対策の必要性が整理されており、かつ、次の(1)及び(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあっては、第4の2の要件を準用するものとする。
  - (1) 大規模事業  
防災受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの
  - (2) 小規模事業  
次のいずれかに該当するもの
    - ア 総事業費がおおむね800万円以上のもの
    - イ 防災受益面積がおおむね30ヘクタール以上のもの

## 第5 対象施設

- 1 土地改良施設豪雨対策事業

地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

- (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設
- (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設

(3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

2 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設
- (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設
- (4) 地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設

3 農道防災対策工事

土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの（ただし、維持管理に係るものは除く。）であって、次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあっては、第5の2の要件を準用するものとする。

- (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設
- (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設

第6 対象地域

第2の2の事業及び第2の3のうち耐震化対策を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

第7 事業の実施

- 1 第2の1の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙6別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の2の事業を実施するに当たり、土地改良法の手続によらない場合にあっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙6別記様式第2号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の3の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として別記様式第5号により事業計画概要書を提出するものとする。

要領別紙7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第2 事業の内容

1・2 【略】

【削る。】

【削る。】

要領別紙7（農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用）

第2 事業の内容

1・2 【略】

3 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設の耐震改修

4 土地改良施設豪雨対策事業

## 土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修

### 第3 事業実施主体

都道府県又は団体（ただし、第4の1の実施要件に該当する事業にあっては、都道府県に限る。）

【削る。】

### 第4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業（第2の1の事業に限る。）

総事業費がおおむね1億円以上のもの

ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあっては、5,000万円以上のもの

【削る。】

### 2 小規模事業

総事業費がおおむね800万円以上のもの

【削る。】

【削る。】

### 第5 対象施設

1・2 【略】

【削る。】

【削る。】

### 第3 事業実施主体

1 第2の1及び2の事業にあっては、都道府県又は団体（ただし、第4の1の(1)の実施要件に該当する事業にあっては、都道府県に限る。）

2 第2の3及び4の事業にあっては、都道府県又は市町村

### 第4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1 大規模事業（第2の1及び3の事業に限る。）

(1) 第2の1の事業にあっては、総事業費がおおむね1億円以上のもの

ただし、奄美群島及び離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく指定地域（以下「離島」という。）にあっては、5,000万円以上のもの

(2) 第2の3の事業にあっては、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむね400ヘクタール以上のもの

2 小規模事業

(1) 第2の1及び2の事業にあっては、総事業費がおおむね800万円以上のもの

(2) 第2の3の事業にあっては、要領別紙1別記様式第4号の耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積がおおむね30ヘクタール以上のもの

3 第2の4の事業にあっては、要領別紙1別記様式第9号の地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

### 第5 対象施設

1・2 【略】

3 土地改良施設耐震対策事業

土地改良施設のうち、以下のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物

(1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設

(2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設

(3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設

(4) 地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上（農地5ヘクタール以上1ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設

4 土地改良施設豪雨対策事業

地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一體的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

(1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が

【削る。】

#### 第6 事業の実施

事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

【削る。】

【削る。】

#### 第7 その他

国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。ただし、工事費に対して次に示す割合以上については、都道府県において負担するものとする。

総事業費	都道府県	奄美	離島
1億円以上	37/100	26/100	36/100
5千万円以上 1億円未満	42/100	26/100	36/100
8百万円以上 5千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

#### 要領別紙8（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(7)に掲げる特定農業用管水路等特別対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

#### 必要な施設

- (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設
- (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設

#### 第6 対象地域

第2の3の事業を実施する場合は、要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域であること。

#### 第7 事業の実施

- 1 第2の1及び2の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 2 第2の3の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第2号により事業計画概要書を提出するものとする。
- 3 第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙7別記様式第3号により事業計画概要書を提出するものとする。

#### 第8 その他

国の助成を除いた残額は、都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものとする。ただし、第2の1及び2の事業については、工事費に対して次に示す割合以上は都道府県において負担するものとする。

総事業費	都道府県	奄美	離島
1億円以上	37/100	26/100	36/100
5千万円以上 1億円未満	42/100	26/100	36/100
8百万円以上 5千万円未満	32/100	24.4/100	34/100

注：「都道府県」には、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域）及び奄美群島（鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をいう。）の区域は含まないものとする。

#### 要領別紙6（特定農業用管水路等特別対策事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(5)に掲げる特定農業用管水路等特別対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

## 要領別紙9（水質保全対策事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(8)に掲げる水質保全対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするときは、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙9別記様式第1号又は要領別紙9別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあっては、土地改良法によらない場合にあっても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

1～3 【略】

### 別表1・別表2 【略】

## 要領別紙10（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(9)に掲げる公害防除特別土地改良事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙10-2の定めるところによる。

### 第2 事業区分

公害防除特別土地改良事業は、事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とした次の事業をいう。ただし、水質保全対策事業の区分1（要領別紙9の別表1の区分1農業用排水施設整備をいう。）の事業を除く。

1～4 【略】

## 要領別紙10-2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い）

### 第1 事業の実施等

要領別紙10の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙10に定めるもののか、以下のとおりとする。

### 第2 要領別紙10の第2の3の別に定める地域

## 要領別紙8（水質保全対策事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(7)に掲げる水質保全対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第6 事業の実施等

事業実施主体は、別表1の区分1から区分4までに掲げる事業を実施しようとするときは、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙8別記様式第1号又は要領別紙8別記様式第2号及び事業計画平面図を提出するものとする。また、別表1の区分2及び3に掲げる事業を実施しようとするときは次の1の書類を、区分4に掲げる事業を実施しようとするときは次の2の書類を提出するものとする。なお、第5の実施要件の1に基づいて、都道府県農業用水基準を定めた場合は、次の3の書類を提出するものとする。

また、別表1の区分5に掲げる事業を実施する場合にあっては、土地改良法によらない場合にあっても、要綱第8の1の事業計画概要書を提出するものとする。

1～3 【略】

### 別表1・別表2 【略】

## 要領別紙9（公害防除特別土地改良事業に係る運用）

### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(8)に掲げる公害防除特別土地改良事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙9-2の定めるところによる。

### 第2 事業区分

公害防除特別土地改良事業は、事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壤又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的とした次の事業をいう。ただし、水質保全対策事業の区分1（要領別紙8の別表1の区分1農業用排水施設整備をいう。）の事業を除く。

1～4 【略】

## 要領別紙9-2（公害防除特別土地改良事業に係る取扱い）

### 第1 事業の実施等

要領別紙9の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙9に定めるもののか、以下のとおりとする。

### 第2 要領別紙9の第2の3の別に定める地域

- 1 要領別紙10の第2の3の別に定める地域とは、次に掲げる地域を事業実施地域とする。
- (1) その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラムを超えると認められる地域であること。
- (2) (1)の地域の近傍の地域のうち次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び(1)の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラムを超えるおそれが著しいと認められるものであること。
- ア その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が(1)の地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
- イ その地域内の農用地の土性が(1)の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。

2 【略】

### 第3 先導的モデル事業

- 1 要領別紙10の第3の(8)の別に定める事業とは、要領別紙10の第2の3に規定する地域において、新技術を導入した工事等を実施し、当該技術の活用と普及を行う先導的モデル事業をいう。

2～5 【略】

### 第4 農用地土壤汚染対策計画に準じた計画

- 1 都道府県知事は、要綱第8の2により、要領別紙10の第2の3の事業の採択を受けようとするときは、同項に規定する「農用地土壤汚染防止法第5条に規定する農用地土壤汚染対策計画に準じた計画」(以下「準対策計画」という。)を事業計画概要書に添付するものとする。

2 【略】

### 要領別紙11(地すべり対策事業に係る運用)

#### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(10)に掲げる地すべり対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第5 事業の実施

第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙11別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

### 要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)

#### 第5 事業の実施

1～3 【略】

4 第2の5の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める

- 1 要領別紙9の第2の3の別に定める地域とは、次に掲げる地域を事業実施地域とする。
- (1) その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラム以上であると認められる地域であること。
- (2) (1)の地域の近傍の地域のうち次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び(1)の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米1キログラムにつき0.4ミリグラム以上となるおそれが著しいと認められるものであること。
- ア その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が(1)の地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。
- イ その地域内の農用地の土性が(1)の地域内の農用地の土性とおおむね同一のこと。

2 【略】

### 第3 先導的モデル事業

- 1 要領別紙9の第3の(8)の別に定める事業とは、要領別紙9の第2の3に規定する地域において、新技術を導入した工事等を実施し、当該技術の活用と普及を行う先導的モデル事業をいう。

2～5 【略】

### 第4 農用地土壤汚染対策計画に準じた計画

- 1 都道府県知事は、要綱第8の2により、要領別紙9の第2の3の事業の採択を受けようとするときは、同項に規定する「農用地土壤汚染防止法第5条に規定する農用地土壤汚染対策計画に準じた計画」(以下「準対策計画」という。)を事業計画概要書に添付するものとする。

2 【略】

### 要領別紙10(地すべり対策事業に係る運用)

#### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分1の(9)に掲げる地すべり対策事業の運用については、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用の定めるところによる。

### 第5 事業の実施

第2の4の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙10別記様式第1号により事業計画概要書を提出するものとする。

### 要領別紙11(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)

#### 第5 事業の実施

1～3 【略】

4 第2の5の事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める

書類として、要領別紙12別記様式第1号により計画概要書を提出するものとする。

#### 要領別紙13（農村防災施設整備事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（2）に掲げる農村防災施設整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙13-2の定めるところによる。

##### 第4 実施要件

農村防災施設整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

###### 1 【略】

2 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。

- (1) 要領別紙13別表1の2の(1)の事業 おむね60ヘクタール以上
- (2) 要領別紙13別表1の2の(2)の事業 おむね60ヘクタール以上
- (3) 要領別紙13別表1の2の(3)の事業 おむね40ヘクタール以上
- (4) 要領別紙13別表1の2の(4)の事業 おむね50ヘクタール以上
- (5) 要領別紙13別表1の2の(5)の事業 おむね20ヘクタール以上

3 農村生活維持施設整備においては、甚大な災害発生地域であり、要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙13別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること。

##### 第5 事業の実施等

農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙13別記様式第1号により農村防災施設整備事業計画書を提出するものとする。

#### 要領別紙13別表1 【略】

#### 要領別紙13-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い）

##### 第1 事業の実施等

要領別紙13の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙13に定めるものほか、以下のとおりとする。

###### 1～7 【略】

#### 要領別紙14（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要綱別表1の区分IIIの（1）に掲げるため池緊急防災体制整備促進事業の運用及び取扱

書類として、要領別紙11別記様式第1号により事業計画書を提出するものとする。

#### 要領別紙12（農村防災施設整備事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要領別表1の事業区分2の（2）に掲げる農村防災施設整備事業の運用及び取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙12-2の定めるところによる。

##### 第4 実施要件

農村防災施設整備事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

###### 1 【略】

2 農業生産基盤整備においては、甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。

- (1) 要領別紙12別表1の2の(1)の事業 おむね60ヘクタール以上
- (2) 要領別紙12別表1の2の(2)の事業 おむね60ヘクタール以上
- (3) 要領別紙12別表1の2の(3)の事業 おむね40ヘクタール以上
- (4) 要領別紙12別表1の2の(4)の事業 おむね50ヘクタール以上
- (5) 要領別紙12別表1の2の(5)の事業 おむね20ヘクタール以上

3 農村生活維持施設整備においては、甚大な災害発生地域であり、要領別表1の事業区分1の(2)から(4)又は要領別紙12別表1の区分2の事業と併せ行う事業であること。

##### 第5 事業の実施等

農村防災施設整備事業を実施するに当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として、要領別紙12別記様式第1号により農村防災施設整備事業計画書を提出するものとする。

#### 要領別紙12別表1 【略】

#### 要領別紙12-2（農村防災施設整備事業に係る取扱い）

##### 第1 事業の実施等

要領別紙12の事業を実施するに当たっての取扱い事項は、要領別紙12に定めるものほか、以下のとおりとする。

###### 1～7 【略】

#### 要領別紙13（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る運用）

##### 第1 趣旨

要綱別表1の区分IIIの（1）に掲げるため池緊急防災体制整備促進事業の運用及び取扱

いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙14-2に定めるところによる。

#### 第4 実施要件

##### 1 【略】

##### 2 第2の4の事業にあっては次に該当するもの

(1) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上のもの

(2) ため池堤体の所有者が地方公共団体でないもの

(3) 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの

##### 3 【略】

#### 第5 事業期間

##### 1 事業採択期間

(1) 第2の1から3まで及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあっては、平成31年度までとする。

(2) 第2の4及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）の事業にあっては、平成34年度までとする。

##### 2 【略】

#### 第6 事業の実施

1 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙14別記様式第1号によりため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書を提出するものとする。

2 事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

3 事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙14別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

#### 要領別紙14-2（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る取扱い）

##### 第1 事業の実施等

要領別紙14の事業を実施する場合には、要領別紙14によるほか、次に定めるところによるものとする。

##### 第2 監視・管理体制の強化

要領別紙14の第2の1の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

いについては、要綱及び実施要領によるほか、この運用及び要領別紙13-2に定めるところによる。

#### 第4 実施要件

##### 1 【略】

##### 2 第2の4の事業にあっては次に該当するもの

(1) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池

(2) ため池堤体の所有者が地方公共団体でないもの

##### 【新設】

##### 3 【略】

#### 第5 事業期間

##### 1 事業採択期間

(1) 第2の1から3まで及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。）の事業にあっては、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

(2) 第2の4及び5（農業用又は旧農業用ため池の廃止に係るものに限る。）の事業にあっては、平成27年度から平成29年度までの3年間とする。

##### 2 【略】

#### 第6 事業の実施

1 事業の実施に当たっては、要綱第8の1の農村振興局長が別に定める書類として要領別紙13別記様式第1号によりため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書を提出するものとする。

2 事業を県営事業で実施する場合には、都道府県知事は、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙13別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

3 事業を団体営事業で実施する場合には、市町村長は本事業の実施状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、毎年4月末日までに、本事業の実施状況を要領別紙13別記様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。

#### 要領別紙13-2（ため池緊急防災体制整備促進事業に係る取扱い）

##### 第1 事業の実施等

要領別紙13の事業を実施する場合には、要領別紙13によるほか、次に定めるところによるものとする。

##### 第2 監視・管理体制の強化

要領別紙13の第2の1の地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動とは、防災・減災等の文献・事例の収集・調査、ワークショップの開催、パンフレットの作成及び生態系・景観等の保全等とする。

### 第3 地域防災上のリスク除去

要領別紙14の第2の4の事業にあっては、農業者等が管理するものであって、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の全てに該当するものとする。

1～3 【略】

### 第4 ハード整備の着手促進

要領別紙14の第2の5の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙15（ため池群管理体制整備事業に係る運用） 【略】

要領別紙1別記様式第1号・第2号 【略】

要領別紙1別記様式第3号（第2関係）

1～3 【略】

#### 4. 地域危機管理整備の内容

- ①要領別紙12の第2の2の（1）に関する整備計画 【略】
- ②要領別紙12の第2の2の（2）に関する整備計画 【略】

要領別紙1別記様式第4号～第9号 【略】

要領別紙5別記様式第1号～第2号 【略】

要領別紙6別記様式第1号（第7関係） 【略】

要領別紙6別記様式第2号（第7関係） 【略】

注1)【略】

注2) 採択要件については、要領別紙6における該当箇所を記入すること

要領別紙7別記様式第1号（第6関係） 【略】

要領別紙9別記様式第1号（第6関係） 【略】

要領別紙9別記様式第2号（第6関係） 【略】

要領別紙11別記様式第1号（第5関係） 【略】

要領別紙12別記様式第1号（第4関係） 【略】

要領別紙13別記様式第1号（第5関係） 【略】

### 第3 地域防災上のリスク除去

要領別紙13の第2の4の事業にあっては、農業者等が管理するものであって、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件の全てに該当するものとする。

1～3 【略】

### 第4 ハード整備の着手促進

要領別紙13の第2の5の所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選任の申立て等をいう。

要領別紙14（ため池群管理体制整備事業に係る運用） 【略】

要領別紙1別記様式第1号・第2号 【略】

要領別紙1別記様式第3号（第2関係）

1～3 【略】

#### 4. 地域危機管理整備の内容

- ①要領別紙11の第2の2の（1）に関する整備計画 【略】
- ②要領別紙11の第2の2の（2）に関する整備計画 【略】

要領別紙1別記様式第4号～第9号 【略】

要領別紙5別記様式第1号・第2号 【略】

要領別紙7別記様式第3号（第7関係） 【略】

要領別紙7別記様式第2号（第7関係） 【略】

注1)【略】

注2) 採択要件については、要領別紙7における該当箇所を記入すること

要領別紙7別記様式第1号（第7関係） 【略】

要領別紙8別記様式第1号（第6関係） 【略】

要領別紙8別記様式第2号（第6関係） 【略】

要領別紙10別記様式第1号（第5関係） 【略】

要領別紙11別記様式第1号（第4関係） 【略】

要領別紙12別記様式第1号（第5関係） 【略】

要領別紙14別記様式第1号（第6関係）【略】

要領別紙14別記様式第2号（第6関係）【略】

要領別紙13別記様式第1号（第6関係）【略】

要領別紙13別記様式第2号（第6関係）【略】